

◎港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年六月一日法律第七一号)

一、提案理由 (平成一九年四月一日・衆議院国土交通委員会)

○冬柴国務大臣 ただいま議題となりました、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案及び港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案につきまして申し上げます。

港湾においては、従来より港湾及びその周辺の環境を保全するため、当該区域から発生する廃棄物を埋立処分するための海面処分場等の整備を推進してきたところであります。

近年、内陸部における最終処分場の確保が次第に困難となってきたことから、海面処分場における廃棄物の受け入れに対する要請がますます高まっております。このため、今後とも海面処分場を計画的に確保できるよう、その整備に係る国の負担割合を引き上げることとし、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

海面処分場の計画的な確保を図るため、廃棄物埋立護岸等を建設または改良する工事について、港湾管理者施行の場合の国の補助率及び国土交通大臣施行の場合の国の負担率を、現行の十分の二・五以内から三分の一以内に引き上げることとしております。

そのほか、これに関連いたしまして、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律案及び港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案を提案する理由です。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告 (平成一九年四月二六日)

○塩谷立君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、港湾法及び北海道開発のためにする港湾工事に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近の港湾における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、廃棄物埋立護岸等の整備を促進するため、これらの施設の整備に係る国の負担割合を引き上げようとするものであります。

両案は、去る四月十日日本委員会に付託され、翌十一日冬柴国土交通大臣から提案理由

の説明を聴取し、十三日質疑に入り、昨二十五日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、両案はいずれも賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告（平成一九年五月二五日）

○大江康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、廃棄物埋立護岸及び海洋性廃棄物処理施設の整備を促進するため、これらの施設に係る港湾工事の費用に対する国の負担割合を引き上げようとするものであります。

委員会におきましては、海面処分への取組と循環型社会の形成、廃棄物埋立護岸等の安全性の確保、スーパー中樞港湾施策の現状と国際競争力の向上等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して小林委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。